平成２８年（フ）第３８２２号
大阪市旭区赤川４丁目29番５号
債務者　濱本　彰人
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４２号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号
債務者　比嘉　文雄
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０６号
大阪府吹田市岸部北２丁目16番11号（502）
債務者　太田　賀子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１２号
大阪府東大阪市鷹殿町１番34号
債務者　中越　美喜（旧姓平安名）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０号
三重県鳥羽市坂手町303番地、前住所愛知県海部郡蟹江町本町７丁目54番地　ドミールカニエ202号
債務者　西條　義幸
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
三重県志摩市阿児町鵜方3503番地17
債務者　西岡　南子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
三重県伊勢市上地町2476番地１　サンセットルージュＤ１号室
債務者　小川　惠子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
和歌山市榎原140番地９
債務者　平岡美知子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６２号
和歌山市畑屋敷新道丁９番地　セレブ畑屋敷401号室
債務者　棗　　仁志
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６３号
和歌山市中296番地１　ハイツカントリーⅡ206号室
債務者　池上加津美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７０号
和歌山市船所95番地18
債務者　中村佐江子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７３号
和歌山市畑屋敷円福院西ノ丁27番地　ＤＳＳビルアロチ402号
債務者　韓国料理英子こと竹田仁子こと　ＳＨＩＭ　ＩＮＪＡ　沈　　仁子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
岐阜県中津川市中津川1024番地の16
債務者　加藤　剛広
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第６６３９号
東京都豊島区千早３丁目42－５－101
債務者　中村　健吉
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６４４号
東京都江東区亀戸５丁目43－７
債務者　青木　　仁
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６４６号
東京都清瀬市松山３丁目14－20－206
債務者　嵯峨　邦彦
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６６３号
東京都江戸川区中央３丁目15－４－401
債務者　内田　孝子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６６６号
東京都江戸川区西葛西３丁目12－10－101
債務者　吉田　直弘
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部